

第二管区海上保安本部公示第43号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年12月22日

第二管区海上保安本部長

宮本伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

山形県庄内総合支庁

山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 吹浦漁港（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年1月10日から

令和5年3月30日までの内20日間

3 水路測量の実施方法

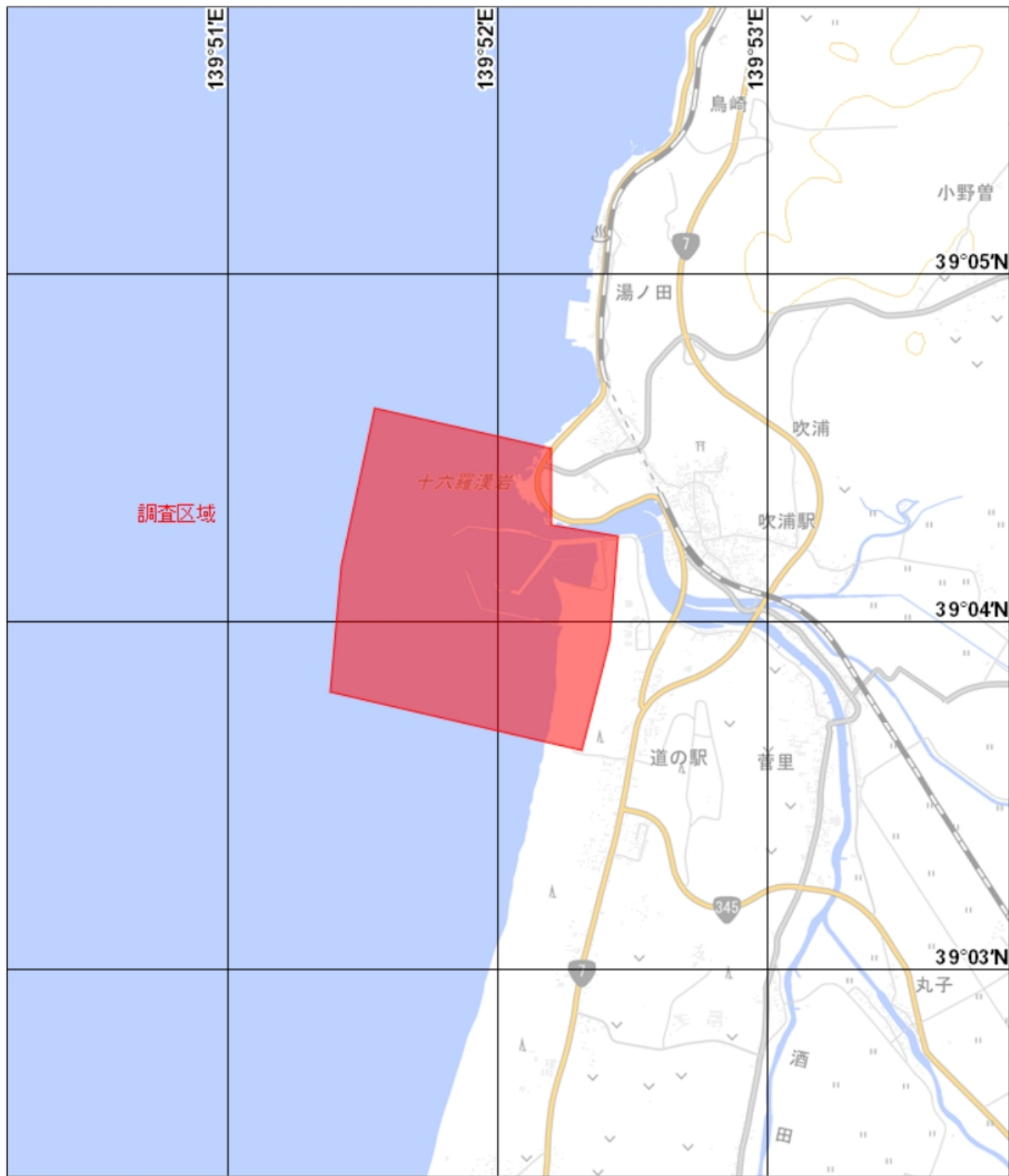
GPSによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第50号（令和4年12月23日発行）により周知

# 調査区域 (吹浦漁港)



経緯度線

—